

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成28年6月6日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

東村山市有料自転車等駐輪場条例（平成20年東村山市条例第31号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東村山市有料自転車等駐輪場における使用者の利便性向上を図るため、本案を提出するものであります。

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

東村山市有料自転車等駐輪場条例（平成20年東村山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「単位とした使用」を「単位とし、引き続き7日を限度とした使用」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、一時使用により普通駐輪場を使用する者で、駐輪する自転車等ごとに駐輪した時間等の記録を管理することができる駐輪場として規則で定める駐輪場を使用するものは、当該駐輪場から自転車等を出場させようとするときに別表第2に定める使用料を納入するものとする。

第10条の見出し中「定期使用」を「使用」に改め、同条第1項中「定期使用により」を削る。

第26条各号列記以外の部分中「普通駐輪場若しくは登録制駐輪場の使用の承認又は駅前広場地下駐輪場若しくは自動開閉機器式駐輪場の定期使用」を「駐輪場の使用」に改める。

第33条第2号中「駅前広場地下駐輪場又は自動開閉機器式駐輪場の」を削る。

別表第2備考1中「小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校」に改め、同表備考2中「普通駐輪場」の次に「（第7

条第2項の規定に該当する駐輪場を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東村山市有料自転車等駐輪場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐輪場の使用から適用し、同日前の駐輪場の使用については、なお従前の例による。

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

(普通駐輪場の使用の形態)

第5条 普通駐輪場の使用の形態は、次の各号に定めるもののうち、駐輪場ごとに別表第1に定めるところによるものとする。

- (1) (略)
- (2) 一時使用 1日を単位とし、引き続く7日を限度とした使用とする。

(普通駐輪場の使用料)

第7条 普通駐輪場の使用の承認を受けた者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一時使用により普通駐輪場を使用する者で、駐輪する自転車等ごとに駐輪した時間等の記録を管理することができる駐輪場として規則で定める駐輪場を使用するものは、当該駐輪場から自転車等を出場させようとするときに別表第2に定める使用料を納入するものとする。

(駅前広場地下駐輪場の使用の承認)

第10条 駅前広場地下駐輪場を使用しようとする者は、第3条に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。

2 (略)

(使用の承認の取消し)

第26条 指定管理者は、駐輪場の使用の承認を受けた者が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

旧 条 例

(普通駐輪場の使用の形態)

第5条 (同左)

- (1) (略)
- (2) 一時使用 1日を単位とした使用とする。

(普通駐輪場の使用料)

第7条 (同左)

(駅前広場地下駐輪場の定期使用の承認)

第10条 定期使用により駅前広場地下駐輪場を使用しようとする者は、第3条に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。

2 (略)

(使用の承認の取消し)

第26条 指定管理者は、普通駐輪場若しくは登録制駐輪場の使用の承認又は駅前広場地下駐輪場若しくは自動開閉機器式駐輪場の定期使用の承認を受けた者が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

新 条 例

(放置自転車等の処分)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警告した後に自転車等を撤去し、一時保管した後、処分することができる。

- (1) (略)
- (2) 一時使用の場合で、引き続き7日を超えて自転車等が置いてある場合

別表第2 (第7条、第11条、第14条、第18条)

使用料

| 種類 | 使用区分 | 使用単位 | 使用料 |
|-----|---|------|-----|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 備考 | 1 学生とは、 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準じる学校に在学する者をいう。</u> 2 <u>普通駐輪場(第7条第2項の規定に該当する駐輪場を除く。)</u> の一時使用の承認期間を超過した場合における使用料は、1日につき、自転車は100円、原動機付自転車は150円とする。 3・4 (略) | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東村山市有料自転車等駐輪場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐輪場の使用から適用し、同日前の駐輪場の使用については、なお従前の例による。

旧 条 例

(放置自転車等の処分)

第33条 (同左)

- (1) (略)
- (2) 駅前広場地下駐輪場又は自動開閉機器式駐輪場の一時使用の場合で、引き続き7日を超えて自転車等が置いてある場合

別表第2 (第7条、第11条、第14条、第18条)

使用料

| 種類 | 使用区分 | 使用単位 | 使用料 |
|-----|---|------|-----|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 備考 | 1 学生とは、 <u>小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校その他これらに準じる学校に在学する者をいう。</u> 2 普通駐輪場の一時使用の承認期間を超過した場合における使用料は、1日につき、自転車は100円、原動機付自転車は150円とする。 3・4 (略) | | |